

事業主の皆様へ

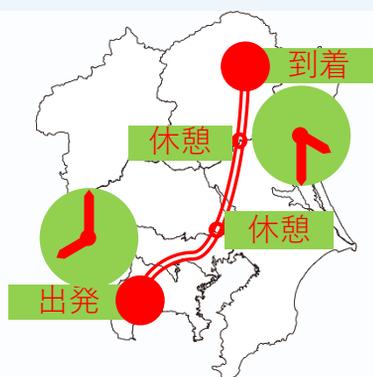
すべての運転者を交通労働災害から守るため、

交通労働災害防止のためのガイドライン

に基づく配慮の実施をお願いします

□ 適正な労働時間管理・走行管理

- ・走行の**開始・終了**や**経路**についての計画を作成する。
- ・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、**十分な休憩時間、仮眠時間**を確保する。



□ 点呼の実施

- ・**疲労、飲酒、睡眠不足**などで安全な運転ができないおそれがないか、**業務開始前の点呼**によって確認する。



□ 交通労働災害防止の意識高揚

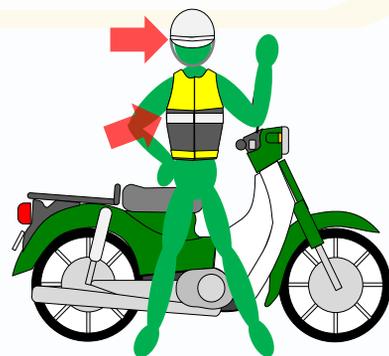
- ・交通事故発生状況などを記載した**交通安全情報マップ**を作成する。
- ・**ポスターや標語**を掲示して、安全について常に意識させる。



特に二輪車に必要な配慮

□ 二輪車運転対策

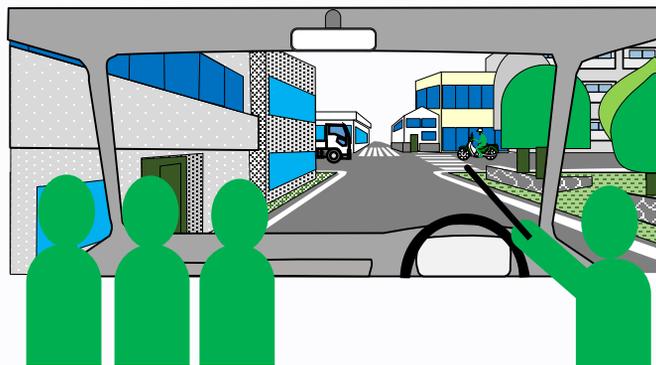
- ・「**高視認性の安全ベスト**」、**「ヘルメット**」の着用を徹底する。
- ・雨天時のマンホールなどの上での**スリップ**や**巻き込み事故**など、二輪車運転時の危険性などについて教育する。



□ 教育の実施

以下の事項についての**安全衛生教育**を定期的に実施する。

- ・ **十分な睡眠時間**の必要性の理解
- ・ **飲酒による運転への影響**の理解
- ・ **交通危険予知訓練**による安全確保
- ・ **交通安全情報マップ**による実態把握



□ 荷役作業を行わせる場合等

- ・ 運転者の**身体的負荷を減少**させるため、必要な用具などを備え付ける。
- ・ 荷を積載するときは、**最大積載量**を超えない、**偏荷重**が生じないようにする。



□ その他

- ・ 交通労働災害防止のための**管理者**を選任し、目標を定める。
- ・ 運転者に対し、**健康診断**や**面接指導**などの健康管理を行う。
- ・ **異常気象**や**天災**の場合、安全の確保のため**走行中止**、**徐行運転**や**一時待機**など、必要な指示を行う。
- ・ 自動車の走行前に**自動車を点検**し、必要に応じて**修理**を行う。



特に冬季に必要な配慮

□ 視認性向上

- ・ 他の車両からの**視認性向上**のため、**早朝**や**夕方**の**早めの点灯**を励行する。

□ 季節・天候対策

- ・ **積雪**や**路面凍結**など、**交通安全情報マップ**などを活用し、**情報提供**を行う。
- ・ 「**急ハンドル**」や「**急ブレーキ**」など**急のつく動作**や**スピードの出しすぎ**に対し**注意喚起**を行う。



交通労働災害についての詳細は、以下のホームページをご確認ください。

- ・ 交通労働災害を防止するために

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000102664.html>

- ・ 職場のあんぜんサイト：交通労働災害の現状と防止対策

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kotsutaisaku1505.html>

